

救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業

Q&A

質 問	回 答
1. キット容器や対象者について	
救急医療情報キット（以下「キット」）とは、何ですか？	<p>ひとり暮らしの高齢者や障害のある方等が、おひとりで急病になったとき等の緊急時に、迅速な救急活動につなげるため、「かかりつけ医」「持病」「緊急連絡先」等の情報を記入して入れておく専用の容器です。</p> <p>実施団体によるキットの配布や利用支援活動等を通じて、地域内における対象者の安全と安心の確保を目的とします。</p> <p>また、この容器を救急隊等にわかりやすい場所（冷蔵庫）に保管しておく事で、いざという時の備えとする事が出来ます。</p>
キットの内容物は、どのような物ですか？	<p>キット容器には以下の内容物が入っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○救急医療情報用紙 ○記入例 ○取扱説明書 ○表示用シール 3 枚 (容器上蓋用、容器側面用、玄関内側扉用) ○磁気製ステッカー（冷蔵庫扉用）※容器と分けて交付
キットは有料ですか？	キットは無料で配布します。
キットはどのように使用するのですか？	<p>キットに入っている救急医療情報用紙に、かかりつけ医や持病、緊急連絡先等を記入し、冷蔵庫に保管いただきます。</p> <p>キット設置の目印として、キットと一緒に配布するシールを玄関内側扉に、冷蔵庫扉に磁気製ステッカーを貼付いただきます。</p>
キットの保管場所はどこ？	<p>冷蔵庫です。冷蔵庫扉の内側に保管していただくことで、他の食材に紛れる事を防ぎます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ほとんどの家庭にあり、救急隊員が見つけ出す事が容易。 ○他の家具等よりも比較的壊れにくく、燃えにくい冷蔵庫に保管する事で、地震や火災等の際、キットを保護する事が出来る。

<p>キットを使用する人(=対象者)は誰ですか？</p>	<p>三田市内に居住するひとり暮らし又はこれに準ずる世帯の人で、次の項目のうち、いずれかに該当する人としてします。</p> <p>(1) 65歳以上の方 (2) 障害がある方 (3) その他市長が適当と認める方</p> <p>※高齢者世帯等、団体が必要と判断される場合も対象とする事ができます。</p>
<p>配布対象者中、「(3)その他市長が適当と認める方」とはどのような人ですか？</p> <p>「概ねキットの趣旨に適う方であればよく、地域の判断を認める」とのことですが、地域の裁量を完全に自由化してしまうと対象者が際限なく広がることも危惧されます。それでも受け入れて、すべてキットを交付してもらえますか？</p>	<p>「キットの趣旨に適う方」とは、持病等の事情で自宅でも意識を失う不安が大きく、かつ(昼間独居も含めて)その時に周りに情報を伝達してくれるような人がいない危険の高い方です。</p> <p>条件(1)(2)に該当せず同等のリスクを認める方は少ないと考えられますが、特段の事情があっても柔軟に対応出来るよう(3)を設定しています。</p> <p>また、地域によって異なる考え方がある中で事業に参加しやすくし、同時に地域の主体性を引き出すよう「地域が判断可能」としており、申請内容に対して確認調査等は致しません。</p> <p>ただし、<u>無条件な全戸配布など、明らかに趣旨を逸脱した計画は認められません。</u>(一部の地域が受益を独占することを避けるため。)</p> <p>従って、キットの申請個数に対しては対象地域内の世帯数や高齢者人口等のデータを参照して審査し、必要な場合は申請者に説明を求めた上で決定を行う対応となります。</p>
<p>申請時、「対象者の概数把握」が必要になりますが、高齢者は民生委員の“要援護高齢者調査”である程度把握しているとしても、障害者はほとんど把握しておらず、民生委員以外も知らない等、地域自身が対象者を見つけられず、“地域で選ぶ”と言っても現実には不可能な方法ではないですか？</p>	<p>把握している地域内の情報を集めても、キットを必要とする潜在対象者全てをカバー出来るとは言えません。</p> <p>潜在対象者の把握方法としては、地域内での回覧による配布希望の募集等、事前に地域全体への周知・呼び掛け等が考えられます。</p> <p>呼び掛けの結果として、地域内の希望者をどのように集約するかは、地域において議論、決定いただきます。</p>

2. キット事業のねらいや効果	
救急隊（消防署）は緊急時にキットをどのように使うのですか？	三田市消防本部では、この事業におけるキットの目的やデザイン、保管場所について隊員が熟知し、必要な場合に十分活用できる態勢です。 ただし、対応発生時の症状や医療機関の状況にも左右されるため、必ずしも用紙に記入されている医院等へ搬送されるとは限りません。
キット事業を「地域主体となって取り組む」とはどういう意味ですか？	この事業は、自治区・自治会、民生委員・児童委員及び自主防災組織その他この事業に取り組む為に組織された団体が主体となって取り組んでいただく事業です。市は、キットを実施主体に提供し、事業の大まかなガイドラインを示しますが、具体的な配布活動等は、地域独自のやり方で実施していただく事が出来ます。
キットはどのような効果や利点があるのですか？	①緊急搬送時、情報用紙に記入されている持病や服薬等の医療情報を、救急隊等が確認する事で適切な医療が行えます。また、緊急連絡先の把握により、親族等のいち早い協力を得る事が出来ます。 ②キットの配布や利用支援活動等を通じ、地域での見守り体制の強化に役立てる事が出来ます。
キットによって実際に命が助かったような事例があるのですか？	平成 23 年度モニタリング事業時は、キット使用者の方の救急搬送が 2 件ありました。 また、既にキット事業を実施している他市でも、救急搬送時にキットが役立った事例があります。 ※各市の事例 ○秋田市社会福祉協議会（平成 22 年 9 月 28 日時点） →「秋田市美郷町福祉保健課によると、すでにキットが活用された例が 2 件報告されている。高齢夫婦の世帯で夫が倒れ救急隊が駆け付けた事例では、妻は動揺して救急隊員の質問に答えられなかったが、キットがあったため氏名、年齢やかかりつけ医を確認できた。同課の担当者は『高齢者のみの世帯は不安も大きいと思う。キットがあることで、安心感がかなり違うと思う』と話している」（毎日新聞 2010 年 9 月 28 日秋田地方版より）
キットを使いたいのので、個人として市に申請できますか？	この事業は地域が主体となって取り組んでいただくものなので、個人からの申請は受付しておりません。

3. H23年度のモデル事業について	
平成23年度は、なぜモデル事業でキットの配布をしたのですか？	単に容器を配って終わりではなく、キットの形状や表示、配布方法など三田市民に最も使いやすい内容を研究するため、実施後のモニタリングを条件に試行実施しました。また、配布対象者の多くは、地域で見守りが必要な方と重なると推測される事から、つながりづくりのツールとしての効果もあわせて検証するため、地域を単位としました。
平成23年度のモニタリング・アンケートとは何ですか？	モニタリング・アンケートは、アンケートを通じて、地域やキット使用者の声を反映させる事で、キット配布事業をより良い形に改善していく事を目的として、平成23年9月に実施したものです。 (実施時期は、団体の取組み状況等により変動あり) アンケートは使用者・団体に対し行いました。
モデル事業の期間は？	平成23年5月から募集を開始し、平成24年3月31日までご協力いただきました。 平成24年4月以降も、団体での取組みとして、引き続き見守り活動等にお役立ていただいております。
モデル事業から本格実施に移行する事で、何が変わるのですか？	本格実施により、更に多くの希望団体へのキット交付が可能となります。(平成25年度末まで)

4. 申請方法と取組みの進め方	
事業の実施団体になれるのは、どのような団体ですか？	自治区・自治会、民生委員・児童委員及び自主防災組織その他この事業に取り組む為に組織された配布対象地域内の 自治区・自治会を最小単位とした 団体とします。ただし (1) 事業の主旨を理解し、地域全体となって事業に取り組むこと。 (2) 事業を通じて知り得た個人情報、事業に関係しない者に知られないよう、適正に管理できること。 を要件とします。
事業に応募したいのですが、どのように準備をして、どのような手順で行えばよいですか？	①地域内のキット配布対象者やその人数、配布体制等を話し合っ、配布計画にまとめます。 ②「三田市救急医療情報キットの配布を通じた地域見守り事業登録申請書」を市に提出。 ③市は内容確認後、キット交付を決定します。 ④登録の決定を受けた実施主体は、市からキットを受け取ります。

キットの使用者(対象者)に対しては、どのように配布すればよいですか？	声かけを兼ねて、対象者の各家庭を訪問し、希望する方に配布をしていただきます。
配布対象者の範囲を、地域独自の判断で拡大しても良いですか？	配布対象者の範囲に当てはまらない方でも、キットが必要であると判断できる場合は、対象者として構いません。65歳以上の方や、障害がある方に該当しない場合でも必要性の高い方は対象と出来ませんが、判断に迷う場合は市へご相談ください。
腎友会などで類似の容器を持っている人は、事業の対象になりますか？	各地域で判断していただき、事業の対象としていただく事も可能です。

5. キット配布後の活動について

キットを配った後は、どのように活動すればよいですか？	キット配布後は、実施結果と更新計画等をまとめた「配布結果報告書」を市に提出し、余ったキットは市に返却いただきます。配布名簿は実施主体で管理します。市への提出は不要です。配布後の活動は、記入情報を定期的に更新するための声かけ等の見守り活動があります。
情報を更新するための、予備の情報用紙はもらえるのですか。	市から団体へキットを交付する際、予備分の情報用紙をお渡しするほか、更新予定日が近づいた頃、代表者様へご連絡後、キット交付数分の情報用紙を団体へお送りする方法等を検討しております。
キットは、いつでももらえるのですか？	実施主体からの申請は随時受け付けています。ただし、お申込みが同時期に多数あった場合等、在庫の関係上、キットお渡しにお時間がかかる場合がございます。
キットを紛失したり、壊してしまった場合、再交付はしてもらえますか？	キットの破損や紛失等、再交付の必要を認めるときは、キットを再交付します。ただし、お申込みが同時期に多数あった場合等、在庫の関係上お渡しにお時間がかかる場合がございます。

6. その他

現在既に災害時要援護者支援制度がありますが、対象者が似ている等、地域の中での進め方が不明確に感じます。両制度の関係と違いは何ですか？	<p>災害時要援護者支援制度は、<u>災害時の備えとして</u>、地域（自治区・自治会単位）・民生委員・市の3者が個人情報共有し、発生時の対応体制づくり、その基盤となる小地域の見守り体制づくりに役立つための継続的な取り組みです。</p> <p>救急医療情報キット事業は、<u>本人が救急搬送される場合等の備えとして</u>、かかりつけ医や持病、緊急連絡先等、緊急時に必要な情報を記した用紙を</p>
--	---

冷蔵庫に保管する事で、救急隊が到着した際に適切な救命措置を可能にする取り組みです。

キットは、本人のみが情報を保管する、自助に基づくものですが、地域での配布活動を通じて得られた情報を基に、地域の福祉・防災活動の高揚を目指すきっかけとして役立てる事が可能です。

災害時要援護者支援制度の取り組みが進んでいる地域では、地域の情報の再確認として、これから取り組まれる地域では、地域への声かけ材料として活用していただく事が出来ます。